

◇職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 2 この条例は、令和6年12月1日から施行することにした。ただし、一部の規定は、令和7年4月1日から施行することにした。

(総務局人事部給与課)